

【予告】

2017. 10. 21

第23回生保裁判連総会兼交流会を
熊本で開催します！

2017年の生保裁判連総会は、熊本市青年会館で10月21日(土)に開催します。

基調講演は「下流老人」をはじめ鋭い社会分析と暖かな活動をもとに多くの著書で現代の貧困を世に問われている NPO 法人ほっとプラス代表理事で社会福祉士の藤田孝典さん。

特別報告は小田原ジャンパー事件とその後の生活保護行政改善の取り組みなどを予定しています。今年もぎっしり充実した報告と活発な分科会を準備しています。みなさま是非ご予約ください。

【恒例！ プレ企画】

恒例の総会プレ企画を2017年6月17日土曜日13時30分～ 熊本市ふれあい文化センターで開催します。特別報告は福祉事務所の過誤払いに係る63条返還事件の画期的な勝訴判決を三多摩法律事務所の田所弁護士にお願いしています。震災の支援金の収入認定問題等も議論します。

こちらもぜひご参加ください。

各地の闘いの報告



小田原市ジャンパー問題
東京自治問題研究所研究員・生活保護問題対策全国会議幹事

村田悠輔

2017年1月の神奈川県小田原市の生活保護担当職員らが、10年近くにわたり、「保護なめんな」「不正を罰する」「我々は正義だ」「不当な利益を得るために我々をだまそうとするならば、あえて言おう。クズである」など生活保護受給者を威圧するような英語の文言が入ったジャンパーを着て職務を行い、受給者世帯を訪問する際にも着用していたことが新聞報道によって明らかになりました。小田原市は、管理職ら7人を厳重注意とし、1月17日、福祉健康部長等による謝罪会見を開きましたが、会見で同部長は、「受給者に差別意識を持っている職員はいません。そう断言したい」と発言し、他の幹部も、不人気な生活保護職場の中でみんな頑張っていることを訴えたかったと職員を擁護する姿勢に終始しました。

作成し着用されてきた経過、市HPの「生活保護制度について」には、数々の違法な記載があることの認識、今後の改善策の予定などをいただきました。こうした中、小田原市は有識者からなる「生活保護行政のあり方検討会」を設置しました。異例なことに、生活保護利用者の権利擁護に取り組んできた森川清弁護士と、元生活保護利用者の和久井みちる氏も委員となりました。障害福祉の分野では「私たちのことを私たちが抜きで決めないで」というスローガンが定着していますが、生活保護分野においては、政策決定等への当事者参加は全く顧みられることがなかったもので、この委員構成自体が画期的なことでした。また、小田原市は検討会の運営にあたって、市民の要望を取り入れて希望者全員が傍聴できるように会場を変更したりして配慮を払い、検討会開催後速やかに配布資料をホームページにアップし議事録についても比較的速やかに全面公開しました。

検討会では、ジャンパー作成のきっかけとなったとされる傷害事件を起こした元受給者への対応について、一時的に所在不明になっただけで保護廃止するのは違法であると森川委員が指摘しました。和久井委員からは、全国で多くの受給者が「自分たちはこう見られていたのか」と傷ついているとの指摘がありました。また、市の「保護のしおり」の記述が、扶養を保護の要件であるかのように読める記述になっていたことや、働ける人は保護を受けられないと誤解させかねないものであったことが改善すべき点として指摘されました。

そして、4回の検討会を経て、4月6日に報告書をとりとめました。報告書でも上記の保護行政の問題点が指摘され、改善策として、①当事者の声を聴くための無記名アンケート等、②外部の専門家を招いた研修等の強化、③標準数を充足する職員配置と社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用、④保護のしおりや各種実務マニュアル等の見直し、⑤弁護士会等の法律専門家との連携などが提言されました。

このように、行政が設置した検討会が一貫して保護利用者の権利擁護の立場に立って経過を詳細に分析し、問題点を深く掘り下げ、改善策を提言したことは、本来当然のことでありながら、「生活保護バッシング」「貧困バッシング」が蔓延する現在の日本社会の中で特に貴重な成果です。また、検討会の委員の姿勢として、単なる職員バッシング・公務員バッシングになることのないように、どうしたらよりよい職場にできるか職員と一緒に考えていきたいという視点で臨んでいたことも重要です。福祉事務所職員もある意味では庁内で支援されず孤立していた被害者という側面もあるという指摘もなされました。

しかし、いくらよい提言がなされても、実際に市役所の現場が変わらなければ意味がありません。その意味で、今後、福祉事務所の対応が本当に変わっていくか、引き続き注視していかねばいけません。このように、本稿執筆時点(2017年4月中旬)でもこの問題は進行中であり、私たちは引き続き取り組んでいきたいと思えます。

また、このような職員の意識は、小田原市だけの問題ではないことを、これまでの数々の相談事例や取り組みの中で実感されているところです。今回の報告書で指摘された問題点と改善策が、全国の生活保護の現場でも生かされることとなるように活動していかなければなりません。